

社会福祉法人上山市社会福祉協議会  
ふれあい・いきいきサロン活動費助成要項

(目的)

第1条 この要項は、活動地域に在住する地域住民等が地域社会の中で、相互交流やふれあい活動をとおして、生きがいのある生活を実感するための居場所「ふれあい・いきいきサロン（以下、サロン）」づくりを支援することを目的とする。また、サロン活動に必要な活動費を一部助成するものとして、助成金を交付する。

(助成要件)

第2条 助成要件については、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地域での孤立や閉じこもりの防止、健康や生きがいづくり、世代間交流などを目的としたもので、複数の活動を取り入れるものとする。
- (2) 趣味やスポーツ活動（サークル活動）、習い事等の特定の内容に偏らないものとする。
- (3) 地域住民等が主体となり運営・開催するものとする。
- (4) 対象者を限定せず、地域住民等が誰でも気軽に参加できる内容とする。
- (5) 開催場所は、公民館や集会所等の地域内の歩いて行ける範囲とする。
- (6) 開催回数は年6回以上、開催毎の参加者が5人以上とする。
- (7) 複数の地区が合同でサロンを実施し、それぞれの地区が上記要件(1)から(6)を満たす場合は、地区ごとに申請を行うことができる。
- (8) 同一地区で1団体までの申請を原則とするが、開催日及び対象者が同一でなく、かつ上記要件(1)から(6)を満たす場合は、この限りでない。

(助成金等)

第3条 助成金等について、次のとおりとする。

- (1) 交付額については、別表1のとおりとし、該当年度の予算の範囲内で決定する。
- (2) 助成対象経費等については、別表2のとおりとする。
- (3) 助成要件に満たない場合は、助成金の返還を求めることがある。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとするサロン団体の代表者は、ふれあい・いきいきサロン活動費助成申請書（別記様式第1号）等を記入し、本会へ提出する。

(活動実績報告)

第5条 サロン団体の代表者は、年度内のサロン活動が完了後、20日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、ふれあい・いきいきサロン活動実績報告書（別記様式第2号）に写真等を含む活動記録や広報資料等を添付し、本会へ提出する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、活動費助成に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。



この事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。

別表 1

団体種別	交付額
新規申請団体	一律 15,000円
活動2年目以降の団体	下記(1)(2)の合算額とする (1) 運営経費 5,000円 (2) 活動経費 $\text{開催回数(回)} \times \text{1回あたりの平均参加者数(人)} \times 100\text{円}$ ※回数・人数は、昨年度実績より算定する ※開催回数は12回、参加者数は10人を上限とし、千円未満は四捨五入とする

別表 2

経費	内容
対象経費	講師料(謝金等)、光熱水費、会場使用料、消耗品費(紙代、文具、原材料費、茶菓代等)、印刷費(チラシ、資料印刷、コピー代等)、通信費(電話代、郵便代等)、備品費、保険料(ボランティア保険、行事保険等)、その他サロン運営に関する経費で特に必要と認められたもの
対象外経費	人件費、家賃等の団体の経常的な運営経費、スタッフのみの打合せ会、役員会、公民館主催事業、その他サロン活動実施に直接関係のないもの